

| 中間とりまとめにおける提言 | 取組状況 |
|---|---|
| <h2>1. サ高住の適切な立地の推進</h2> | |
| <p>(1) 市町村によるサ高住の供給方針の策定促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の介護保険事業計画等と整合する高齢者居住安定確保計画において、サ高住の供給方針の明示を促進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助事業について、H28.1より市町村への意見聴取を要件化。H28年度より、「市町村のまちづくり方針との整合」を要件化する方向で予算要求中。 <small>資料2-2 p3, p4</small> ○ サ高住の供給方針の策定に向け、供給目標の設定方策を検討中。 |
| <p>(2) 公的不動産(PRE)や既存ストックの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的不動産(PRE)を活用した公募等により、比較的低廉な利用料のサ高住の整備を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共団体や事業者団体に対し事例調査中。 <small>資料2-2 p5~7</small> ○ H28年度より、既存ストックを活用したサ高住への支援を拡充する方向で予算要求中。 <small>資料2-2 p3, p4, p10</small> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 戸建ての空き家等を活用したサ高住や、高齢者等を対象とした共同居住用住居(グループリビング)の整備を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 点在する住戸等を活用した「分散型サ高住」の推進に向け、サービス提供者の常駐場所の基準を緩和 <small>資料2-2 p8</small> ○ H27年度に、空家等を活用し高齢者等向けの住宅を整備する「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を創設。 <small>資料2-2 p9</small> |
| <p>(3) 事業者の理解等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者によるエリアマーケティングの徹底やコミュニティファンドの活用等が促進される環境を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助事業について、H27年度より需要予測の実施を要件化。 ○ サ高住の整備・運営に係る多様な資金調達の事例について、公共団体や事業者団体に対し事例調査中。 <small>資料2-2 p5~7</small> |
| <p>(4) 周辺地域へのサービス供給拠点となるサ高住の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の要介護者等の住まいとしての機能と地域へのサービス供給の拠点としての機能を併せ持つサ高住(拠点型サ高住)の整備を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ H28年度より、拠点型サ高住への支援を拡充する方向で予算要求中。 <small>資料2-2 p3, p4</small> |

中間とりまとめにおける提言への取組状況②

| 中間とりまとめにおける提言 | 取組状況 |
|---|--|
| 2. サ高住の質の向上 | |
| (1) サービス提供体制 ○ 見守りや生活相談サービスの質の向上を図るため、サービスの提供体制を強化。 | ○ 有料老人ホームに該当するサ高住を有料老人ホーム標準指導指針の対象に追加（H27.7.1より適用）。 <small>資料2-2 p12~14</small> ○ 戸数に応じた従業者数の設定や資格のあり方について、今後検討。 |
| (2) 要介護度の重度化等に伴う適切なサービス提供の確保 ○ 地域の医療・介護サービス等との適切な連携を確保。 | ○ 住宅地における医療・介護サービス等の福祉施設の整備について支援を実施。 <small>資料2-2 p15</small> |
| (3) 情報提供の適正化 ○ 情報提供の内容や情報開示の方法について、適正化を推進。 | ○ 登録情報の充実・改善等について、今後検討。 ○ サ高住情報提供システムと介護サービス情報公表システムとの連携について、今後検討。 |
| (4) 適切な指導監督と第三者による評価 ○ 自治体による指導監督を適切な実施。 ○ サ高住の運営や医療機関との連携状況等に関する第三者の評価に係る指標等の検討を推進。 | ○ 有料老人ホームに該当するサ高住を有料老人ホーム標準指導指針の対象に追加（再掲）。 ○ 第三者の評価に係る指標等について検討中。 <small>資料2-2 p16</small> |
| (5) 地域とのつながりの強化 ○ 地域との繋がりの中で、安心・健康に暮らせるよう、コミュニティの確保や交流等が図られる環境づくりを推進。 | ○ 住宅地における健康やコミュニティ関連の福祉施設の整備について支援を実施。 <small>資料2-2 p15</small> ○ 高齢者向け住戸と子育て向け住戸等との一体的な整備等のモデル的取組への支援を実施。 |
| (6) アクティブシニア等向けのサ高住の供給促進 ○ 一定の居室面積と居室毎の浴室等の設備を備えたサ高住の整備を促進。 | ○ H28年度より、一定の居室面積と居室毎の浴室等の設備を備えたサ高住への支援を拡充する方向で予算要求中。 <small>資料2-2 p3, p4</small> |
| (7) 良好な居住環境が確保された設計等の推進 ○ 良好な居住環境の確保に向けた取組を推進。 | ○ 良好な居住環境が確保された事例について、公共団体や事業者団体に対し事例調査中。 <small>資料2-2 p5~7</small> |

中間とりまとめにおける提言への取組状況③

| 中間とりまとめにおける提言 | 取組状況 |
|--|--|
| <h3>3. 介護サービス利用の適正化</h3> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者による適切な介護事業者の選択が可能となるよう、また、特定の介護事業所利用の誘導や過剰な介護サービスの提供等が行われないう、指導指針による対応を推進するとともに、ケアプランの適正化が図られる環境を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料老人ホーム標準指導指針を改正し、有料老人ホームに該当するサ高住を対象に追加するとともに、介護サービス等を利用者が自ら選択できるよう明確化。 ○ 保険者によるケアプランの調査・点検の推進。 ○ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直しの的確な施行。 |
| <h3>4. 入居者の居住の安定確保</h3> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の事業継続が困難になった場合や入居者が家賃の支払いができなくなった場合などに、入居者の居住の安定が確保されるような枠組みの構築を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援協議会による安心な賃貸住宅の情報の提供・斡旋や、家賃債務保証等の各種サービス事業者の紹介に係る取組への支援を実施。 資料2-2 p19~22 |
| <h3>5. 地域における生活支援サービスの提供体制の確保</h3> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援協議会による地域の居住支援に係る取組を進めるとともに、公営住宅等の生活援助員（LSA:ライフサポートアドバイザー）制度の積極的な活用や地域との協働等により、地域における生活支援サービスの提供に係る取組を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援協議会による地域の居住支援に係る取組への支援を実施。 資料2-2 p19~22 ○ 介護保険制度の地域支援事業を活用した地域における支え合い体制づくりの促進。 |